

# 米国FCPAおよび英国贈収賄禁止法の 日本企業への影響

公認会計士 上村 純

## I 捜査当局によるFCPA違反の 取り締まり強化

近年、米国の「海外腐敗行為防止法\*」に基づき、外国公務員に対する商業目的での贈賄行為取り締まり強化の傾向が見られます。FCPA違反による、これまでの最大の罰金額として、ドイツの総合電機大手メーカーが16億ドルもの支払いを命じられています。過去のFCPA違反の摘発事例から分かる特徴は、課せられた罰金が多額に及んでいる点や、米国企業だけでなく、日本企業を含んだ米国以外の企業も摘発されている点です。こうしたことから、日本企業でも、腐敗行為防止への取り組みや、社内体制の見直しが求められているといえます。

## II FCPAとは

### 1. 基本構成

FCPAは1977年に米国で制定され、贈賄禁止条項と会計処理・内部統制条項から構成されています。概要は<表1>の通りです。

会計処理・内部統制条項は、SECに証券発行

登録をしている企業、および定期的に開示書類を提出している企業に適用されます。贈賄禁止条項については、次の2で説明する通り、グローバルで活動する全ての日本企業が対象になり得ます。

### 2. 適用対象

適用対象は、米国上場企業、米国企業および米国人、外国企業および外国人（米国内で贈賄行為の一部が行われた場合に限り）と規定され、対象地域は米国内外です。なお、これまでの摘発例から、FCPA適用の可能性のある日本企業として、次のようなケースが考えられます。

- 株式または米国預託証券をニューヨーク証券取引所やNASDAQに上場している日本企業とその関連子会社
- 日本企業の米国現地法人
- 米国人を採用している日本企業
- 米国内で贈賄行為の一部が行われた以下のようなケース
  - － 賄賂の送金が米国の銀行を通じて行われた場合
  - － 米国への出張者が米国内で郵便・電話・

▶表1

条項		概要
贈賄禁止条項		米国の企業や個人が、商機や不適切な便宜を得るために、米国外の政府関係者・公務員に、賄賂や何らかの価値があるものの支払いの約束や申し入れ、または承認を助長するような行動を、直接的にも間接的にも行ってはならない
会計処理・内部統制条項	会計処理条項	資産の処分および取引を、合理的な程度に詳細・正確・公正に反映する帳簿・記録・勘定を作成・保存するべきであり、贈賄などの不正な支払いを隠匿するために虚偽の財務記録を行ってはならない
	内部統制条項	適切な内部会計統制システムを設置・維持しなければならない

\* FCPA : Foreign Corrupt Practices Act 米国外の政府関係者などに対する贈賄を禁ずる法律。ウォーターゲート事件を契機とする米国証券取引委員会（SEC）調査で判明した、多数の米国企業による外国政府関係者などへの贈賄に歯止めをかけ、米国企業の誠実性に係る公衆の信頼を回復するため、1977年に制定。

▶表2

		贈賄禁止条項	会計処理・内部統制条項
刑事罰	法人	・最高200万ドルの罰金かつ（または）利得・損失の2倍までの罰金	・最高2,500万ドルの罰金かつ（または）利得・損失の2倍までの罰金
	個人	・最高25万ドルの罰金かつ（または）利得・損失の2倍までの罰金 ・最高5年の禁錮刑	・最高500万ドルの罰金かつ（または）利得・損失の2倍までの罰金 ・最高20年の禁錮刑
民事制裁金	法人	・最高1万ドルの罰金	・最高50万ドルの罰金かつ（または）利得額
	個人		・最高10万ドルの罰金かつ（または）利得額

インターネット・電子メールにて賄賂の決済を行った場合 など

### 3. 罰則

FCPA違反は当該企業とその社員に対して、<表2>のような厳しい刑事および民事の罰則規定があります。

### 4. その他の影響

FCPA違反企業は、当局からの高額な罰金・制裁金といった法的責任だけではなく、次のようなダメージを受ける可能性があります。

- ・企業イメージのダウン
- ・賄賂の支払いによって獲得した利益の返還
- ・米国政府との契約停止や入札制限
- ・米国からの輸出許可証に対する認可制限
- ・米国財務省外国資産管理室による制裁措置や罰則 など

## III

### 腐敗行為防止への世界的な取り組み

FCPAは米国における法律ですが、2010年11月に開催されたG20ソウル・サミットにおいて腐敗行為対策行動計画が採択されるなど、世界的な腐敗行為防止への取り組みや、各国の国内法でも法整備が進められています。

#### 1. 英国贈収賄禁止法

11年3月30日、英国法務省は「贈収賄禁止法」の11年7月1日施行を発表しました。この法律は、FCPAと重なる部分が多くありますが、

次のように適用対象が、より広範囲に及びます。

- ・贈賄側だけでなく収賄側も適用対象
- ・外国公務員だけでなく民間人への賄賂も禁止
- ・英国で事業を展開していれば適用対象
- ・英国以外で行った贈賄行為も適用対象
- ・贈賄行為が発生した場合、企業は贈賄防止策不履行の責任を問われる
- ・罰金の金額や時効は無制限
- ・業務円滑化のための小額の支払いや、販売促進のための支出を適用対象外としない

#### 2. 日本の不正競争防止法

日本にも、日本版FCPAとして、1998年に改正された不正競争防止法（99年2月施行）により、外国公務員等に対する不正の利益の供与等の罪（外国公務員贈賄罪）が導入されました。これは、FCPAの贈賄禁止条項に類似しますが、摘発の事例は多くありません。

## IV 日本企業に求められる対応

以上のような賄賂の取り締まり強化のグローバルな動向を踏まえ、日本企業も対応方針、リスク管理、社内プロセスなどを再検討する必要があります。今回は日本企業に求められる対応を考えます。

<お問い合わせ先>

FIDS（不正対策・係争サポート）部  
 米国FCPA・英国贈収賄禁止法 対策チーム  
 Tel：03 3503 1343  
 E-mail：uemura-jn@shinnihon.or.jp